

保育料（利用者負担額）・給食費（主食費・副食費）について

＜保育料（0～2歳児）＞

児童を教育・保育をするために要する費用の一部を保護者に負担していただくもので、次の条件に応じて決定します。

※幼児教育・保育の無償化により、3歳児から5歳児の保育料は無償です。

※保育料は、施設の運営主体（公立・私立）や施設の類型によらず、**蕪崎市**が決定します（事業所内保育事業（従業員枠）を除く）。

- ① 利用している児童の認定区分と保育の必要量
- ② 児童と生計が同一である世帯の父母または家計の主宰者の市民税所得割額

※住宅借入金等特別税額控除等、一部の税額控除は**控除される前の**所得割額で算定します。

- ③ 利用している児童のきょうだいの有無

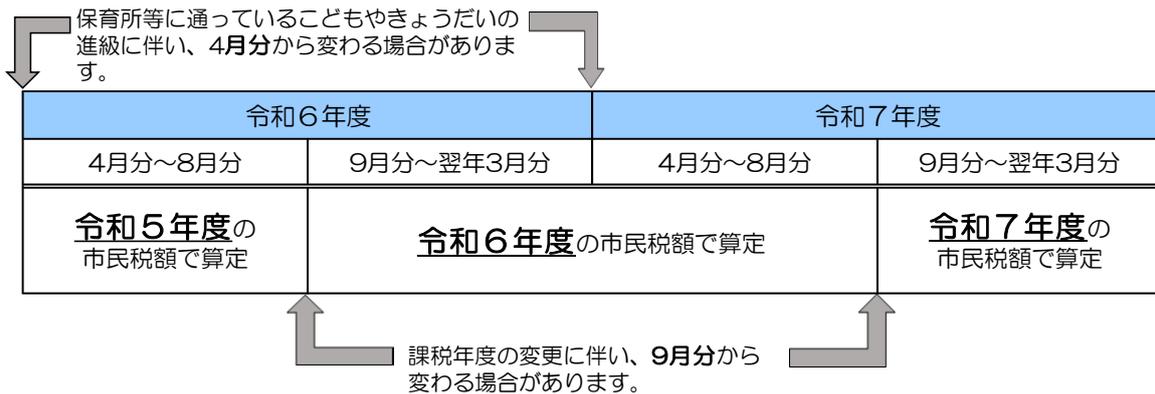
※蕪崎市の場合、児童と生計を同一にするきょうだいの中で、年齢の高い順にカウントし、第2子以降は保育料が無償となります。

＜給食費（3～5歳児）＞

各施設で定めた給食費（主食費・副食費）について、各施設に納めていただきます。

蕪崎市立保育園については月額5,500円となります。その他の施設については、各施設にお問い合わせください。※0歳児～2歳児については、保育料に含まれています。

【毎年4月と9月に保育料・給食費を算定します】



● 保育料・給食費の納付先

入所先	保育料	給食費
市内の公立保育園	蕪崎市	蕪崎市
私立保育所	蕪崎市	入所施設
私立認定こども園	入所施設	
他市町村の公立保育園、 公立認定こども園	入所施設の 所在地の市町村	入所施設の 所在地の市町村

● 保育料・給食費の支払方法

毎月金融機関へ足を運ぶことなくお支払いができ、大変便利です！

納付先が「蕪崎市」となっている保育料等は、次の2通りの方法でお支払いいただけます。

◆口座振替：入所決定通知書を送付する際、口座振替依頼書を送付しますので、速やかに金融機関にて手続きをしてください。

◆納付書：毎月、市から納付書を送付しますので、納期限までに金融機関にてお支払いください。

※引落日・納期限：毎月25日（25日が土日祝日の場合は翌営業日）

※納付先が蕪崎市以外の支払方法は、入所施設もしくは所在市町村にお問い合わせください。

【蕪崎市保育料徴収額基準表】

階層	区分	3歳未満児	
		標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0円	0円
2	市民税非課税世帯	0円	0円
3	市民税均等割のみの世帯	8,800円	8,600円
4	市民税所得割 48,600円未満	11,000円	10,800円
5	市民税所得割 48,600円以上 61,000円未満	16,200円	15,900円
6	市民税所得割 61,000円以上 97,000円未満	23,000円	22,600円
7	市民税所得割 97,000円以上 137,000円未満	26,000円	25,500円
8	市民税所得割 137,000円以上 169,000円未満	34,200円	33,600円
9	市民税所得割 169,000円以上 301,000円未満	39,900円	39,200円
10	市民税所得割 301,000円以上 397,000円未満	42,300円	41,500円
11	市民税所得割 397,000円以上	55,000円	54,000円

【備考】

- 100円未満の端数は切り捨てます。
- 市民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除や配当控除、外国税額控除等の税額控除を適用する前の金額で算定します。

【ひとり親、障がい者世帯等の保育料軽減】

ひとり親世帯や、同一世帯に障がいのある方がいらっしゃる場合は、世帯の課税状況により下記のとおり保育料が軽減されます。

区分	利用者負担額（第1子）		多子軽減（第2子以降）
市民税非課税世帯	0円		—
市民税所得割 77,100円以下	上記、基準表に定める階層に応じた負担額の半額	徴収金額を1/2減 上限額9,000円	無料

【低所得世帯の給食費（主食費・副食費）減免】

年収360万円未満相当世帯については、下記のとおり給食費が減免されます。

区分	市民税所得割	副食費
1号認定の場合	77,101円未満	免除
2号認定の場合	57,700円未満 ひとり親、障がい者世帯等にあつては77,101円未満	

※主食費についても、月額1,000円まで無償となります。

● その他

- 市が定める保育料とは別に、実費徴収が求められることがあります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。
- 修正申告をされた場合や、月の途中で認定区分や保育の必要量に変更があった場合には、翌月の保育料から変わる場合があります。
- 保育料は国の基準に伴い、改定されることがあります。

蕪崎市では2人目から保育料および給食費（主食費・副食費）が無償！

蕪崎市では、国の制度をさらに拡大し、幼稚園や保育園に通っている第2子以降は、保育料および給食費（主食費・副食費）を無料とします！

○「第2子」とは、児童と生計を同一にするお兄さんやお姉さんがいるお子さんのことを指します。ただし、第2子以降であっても、認可外保育所等の施設を利用している方、給付認定を受けていない方は対象外となります。

○ただし、給食費で無料となる上限額は、主食費：月額 1,000 円、副食費：月額 4,700 円です。これを超えた場合は、実費負担となります。

（例） 長男：小学校5年生、次男：保育園5歳児、長女：保育園0歳児 の場合…

≪蕪崎市では・・・≫

児童と生計を同一にするきょうだいの中で年齢が高い順にカウントします。第1子の年齢は問いません。



長男：小学校5年生
第1子



次男：保育園5歳児
第2子

**保育料無料！
給食費無料！**



長女：保育園0歳児
第3子

**保育料無料！
(給食費を含む)**

【やまなし子育て応援事業（第2子以降3歳未満児保育料無料化事業）】

以下の条件全てに当てはまるお子さまが対象です。

- ① 0～2歳児の保育が必要な子どもであること
- ② 世帯の第2子以降の子ども（生計を同一にする第1子がいること。第1子の年齢は問いません）であること
- ③ 市民税所得割額が169,000円未満（第8階層まで）の世帯であること

ただし、第1子が住民票を移している（同一世帯でない）などの理由で、該当になるかどうかの判断がつかない世帯もありますので、もしかしら該当になるのでは？ という方は、お問い合わせください。

● 滞納整理について

蕪崎市へ納付すべき保育料について、納期限（毎月25日、25日が土日祝日の場合は翌営業日）を過ぎても納付の確認ができない場合は、督促の対象となります。

◆口座振替不能通知及び納付書 → 毎月末ごろに発送

※口座振替で引き落としができなかった方に発送します。

◆督促通知 → 翌月15日ごろ

※前月分の保育料が、納期限後15～20日を過ぎても納付の確認が取れない方に発送します。

※督促通知発送後は、督促手数料100円が加算されます。

督促期日を過ぎても納入のない場合は催告の対象となります。催告に応じない場合には、地方税法の滞納処分の例により、財産の差押を行うこととなります。

保育料の算定に係る特別認定

●保育料算定等の基礎となる市民税の合算対象者について

保育料の算定における「住民税合算対象」については、次の区分によります。

保育料算定に係るひとり親の特別認定は、母（または父）が自立して子育てをしている方のための制度です。したがって、母（または父）の収入が少ないひとり親であっても、ご実家等から援助を受けている場合、母（または父）のみの収入による保育料算定はできず、下の「家計の主宰者」の収入も合算対象となりますのでご注意ください。

世帯状況	所得税・住民税の合算対象
父母のみの世帯（単身赴任を含む）	父+母の合算※
ひとり親のみで生計を維持している世帯	ひとり親のみ
ひとり親世帯で「家計の主宰者」が別にいる世帯	ひとり親+「家計の主宰者」の合算

※父母以外の保護者（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には、当該父母以外の者（家計の主宰者）の課税額を合算対象とする場合があります。

保育料算定における「家計の主宰者」

世帯状況	同居区分	
	祖父母等と同居	祖父母等と同居していない
父母有	父と母	父と母
ひとり親 （収入103万円以上）	ひとり親	ひとり親
ひとり親 （収入103万円未満）	ひとり親及び祖父母等のうち収入の多い者	ひとり親（祖父母等に扶養されている場合は同居と同じ扱いになります）
単身赴任 （父または母）	父と母	父と母

注意 ここでいう「同居」とは「同一地番に住んでいる」ことを言い、住民票上の世帯が分かれていても「同居」とみなします。

●ひとり親世帯の保育料算定対象者及び提出書類確認フロー

